

第
4938
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 3月10日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 生産性向上設備投資促進税制の対象設備

Q：生産性向上設備投資促進税制が1月から施行されているそうですが、対象となる先端設備とはどのような設備なのですか？

A：次のようなものが対象になっています。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制の対象となる生産性向上設備等には、「先端設備」と「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の2種類ありますが、先端設備の対象には、次のような設備が該当することになっています。

①機械装置

全て

②工具

ロール

③器具備品

- ・試験又は測定機器
- ・陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
- ・冷房用又は暖房用機器
- ・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
- ・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー
- ・サーバー用の電子計算機

④建物

断熱材、断熱窓

⑤建物附属設備

電気設備、冷暖房、通風又はボイラー設備、昇降機設備、アーケード又は日よけ設備、日射調整フィルム

⑥ソフトウェア（一定の機能を有するもの）

